明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（一四九）　二
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（一五〇）

〔省　令〕
○労働基準法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六七）　三
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（同六八）　三
○船員保険法施行規則の一部を改正する省令（同六九）　三六
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令（同七〇）　三九

〔規　則〕
○人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則（人事院一〇―四―三二）　三九
○人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則（同一六―〇―六五）

〔告　示〕
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（厚生労働二二六）　四〇
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率等の一部を改正する告示（同二二七）　三九

本号で公布された法令のあらまし

◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

（政令第一四九号）（厚生労働省）

1　健康管理手帳の交付の対象となる業務に、オルト―トルイジン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務を追加することとした。（第二三条第一四号関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

（政令第一五〇号）（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、その支給の原因となった疾病等の発した日が平成二九年三月三一日以前である場合には、賃金水準の変動に応じてその改定を行うこととした。（第五七条の二第一項関係）

2　平成一六年八月から平成三〇年七月までの月分の雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額の算定に用いる率を、労働者災害補償保険の障害補償年金等の額の算定の基礎となる給付基礎日額の算定の方法その他の事情を勘案し改定することとした。（附則第二条～第四条関係）

3　この政令による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五七条の二第一項の規定（「四万三百三十円」とあるのは「四万六千三百三十円」とする部分及び「百二十一万円」とあるのは「百三十九万円」とする部分に限る。）は、平成二八年四月以後の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について適用することとした。（附則第五条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。